

報告第2号
屋外広告物調査等について

屋外広告物調査等について

1 目的

枚方市の地域特性をふまえた屋外広告物の規制・誘導のあり方について検討を行うため

2 経過

本市は平成26年4月に中核市に移行したことから、独自の屋外広告物に関する規制を行うことが可能となりましたが、大阪府から屋外広告物にかかる許可等の事務移譲を受けて（平成25年1月1日移譲）から間もなく、市内の屋外広告物の実態について十分把握したとは言いがたい状況であったことから、平成26年4月に施行した枚方市屋外広告物条例については府条例を参酌したものとし、今後市域の屋外広告物の状況等について把握し、市独自の屋外広告物の規制・基準について検討を行うこととなりました。

3 実態調査の観点と主な内容

(1) 観 点

都市景観基本計画をふまえるとともに景観計画との整合を図るため、地域の景観特性や市街地環境の特性、土地利用等を考慮して、規制の強化・緩和や誘導基準の検討を行うため実態調査を実施します。

(2) 主な内容

- ①景観形成区域、主要な道路、河川周辺等での屋外広告物の設置状況
- ②特定用途建築物の屋外広告物の設置状況
- ③ラッピング広告、デジタルサイネージ等あらたな広告媒体の設置状況
- ④屋内からの広告物掲出の設置状況

4 調査範囲（案）

道路景観軸の主要な交差点などの部分、河川景観軸の部分、東部景観区域の部分、良好な低層住宅地域、主要ターミナル周辺

5 今後の進め方

今年度は調査委託事業を実施し、本審議会に調査結果の報告を行います。